

令和7年 第2回

上益城広域連合議会

定例会会議録

令和7年8月28日

上益城広域連合

令和7年第2回上益城広域連合議会定例会会議録

1. 令和7年8月28日午前10時 0分招集
2. 令和7年8月28日午前10時 0分開会
3. 令和7年8月28日午前10時48分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 上益城広域連合議場（嘉島町福祉センター）

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 報告第1号 令和6年度上益城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第7号 上益城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第8号 上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第9号 上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第10号 令和6年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

7. 出席議員（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 森田 優二 君 | 2番 中山 忍 君 |
| 3番 境野 隆文 君 | 4番 増岡 司 君 |
| 5番 中川 公則 君 | 6番 野田 祐士 君 |
| 7番 宮本 修治 君 | 8番 荒田 博 君 |
| 9番 藤澤 和生 君 | 10番 藤原 秀幸 君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した書記の職・氏名（1名）

議会書記 諸賀 彩夏

10. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名（10名）

- | | | | |
|--------|---------|----------|---------|
| 連合長 | 西村 博則 君 | 代表副広域連合長 | 藤木 正幸 君 |
| 副広域連合長 | 甲斐 高士 君 | 副広域連合長 | 鍋田 平 君 |
| 副広域連合長 | 坂本 靖也 君 | | |
| 会計管理者 | 坂井 浩章 君 | | |
| 事務局長 | 石橋 淳 君 | 総務係長 | 村上 香織 君 |
| 福祉係長 | 梶木 幸 君 | 施設整備係長 | 水田 博文 君 |

開会・開議 午前 10 時 0 分

○議長（宮本 修治君） おはようございます。

只今の出席議員数は、10 名です。定足数に達しますので、これより、令和 7 年第 2 回上益城広域連合議会定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりです。

直ちに、本日の会議を開きます。

※日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本 修治君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、上益城広域連合議会会議規則第 111 条の規定により、4 番増岡議員、6 番 野田議員を指名します。

※日程第 2 会期の決定

○議長（宮本 修治君） 日程第 2 「会期の決定」についてを議題とします。

上益城広域連合議会会議規則第 5 条の規定により、本定例会の会期を決定したいと思います。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（宮本 修治君） 「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

※日程第 3 提案理由の説明

○議長（宮本 修治君） 日程第 3 「提案理由の説明」となっております。

提案理由の説明を求めます。

○連合長（西村 博則君） 議長

○議長（宮本 修治君） 西村広域連合長

○連合長（西村 博則君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和 7 年第 2 回上益城広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より当広域連合の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

今月 10 日から 11 日にかけて、九州で発生しました記録的な大雨により、上益城地域においても甚大なる被害が発生しました。お亡くなりになられた方々には、深い哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

郡内各町におかれましては、被害認定の調査を始め、被災された方々の生活の再建、またインフラの復旧へ向けて邁進されておられることと思います。

また、今後も台風の発生、接近が増えてくると思われます。こうした自然災害について、災害に対する危機意識の喚起を行いますとともに備えを万全にし、町民のみなさまの安全を最優先に迅速かつ柔軟な対応が郡内各町で求められているものと思います。今後、災害情報や国の機関等のさまざまな情報に注目し、安心・安全な地域にするために創意工夫をこらし、地域の発展に繋がる政策を進めて行くことが喫緊の課題であると考えております。

連日、厳しい暑さが続いております。お体には充分に注意していただきますようお願い申し上げます。

それでは、前回2月定例会からの広域連合の主な事業について、ご報告を申し上げます。

介護保険認定審査事業に関しましては、保健・医療・福祉の関係者の方々のご協力により、認定業務もスムーズに進捗しているところでございます。介護認定審査会は、2月から7月までの6ヶ月間で67回開催し、2,541件の認定を行っております。

また、障害者総合支援審査事業に関しましては、おおよそ、ひと月に1回又は2回の審査会を実施しておりまして、同じく2月から7月までの6ヶ月間で8回開催し、91件の判定を行っております。

情報公開及び個人情報保護審査会に関しましては、益城町から1件・甲佐町から1件審査会への諮問があり、それぞれ3月と8月に審査会を開いております。

一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、現在、建設予定地の概略予備設計を行っており、10月末までの予定となっておりますので、本年度中に概算事業費が算出できる見込みです。また、上益城5町の共通課題に対する担当者会議も引き続き実施していくこととしております。

民間事業者におきましては、熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントが実施されておりますが、夏頃に公表予定していた環境影響評価準備書が、関係機関との調整や現地調査に想定以上の時間を要したとのことであり、11月以降となることの通知がありました。今後も民間事業者による新たな廃棄物処理施設整備の早期実現に向け、上益城5町と共に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

では、次に、本日提出しております、報告1件・議案4件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず、報告第1号「令和6年度上益城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でございます。本件につきましては、本年2月定例会において可決いただきました繰越明許費でございます。繰り越した事業は上益城廃棄物処理施設用地造成工事概略予備設計業務でございます。事業の年度内完了が困難にありますことから、繰越の承認を受けたもので、翌年度への繰越額は合計で58,000,0000円でございます。当該繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

次に、議案第7号「上益城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う

労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第 8 号「上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案も育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 9 号「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案は人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第 10 号「令和 6 年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございます。本案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、

歳入が 210,688,923 円、歳出が 132,256,025 円でございます。

歳入歳出差引額は、78,432,898 円となっております。

詳細につきましては、議案審議の中で、事務局が説明いたしますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上を持ちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本 修治君） これで提案理由の説明を終わります。

※日程第 4 報告第 1 号 「令和 6 年度上益城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

○議長（宮本 修治君） 日程第 4 報告第 1 号 「令和 6 年度上益城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君） 議長

○議長（宮本 修治君） 石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君） おはようございます。事務局長の石橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第 1 号につきましてご説明申し上げます。報告第 1 号「令和 6 年度上益城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。令和 7 年 8 月 28 日提出 連合長名でございます。こちらは、第 1 回議会定例会におきましてご承認をいただきました繰越明許費の計算書の報告でございます。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 事業名一般廃棄物処理施設整備事業 金額 61,959,000 円、翌年度繰越額 58,000,000 円 財源内訳は、すべて一般財源でございます。こちらは、令和 6 年第 2 回議会定例会におきまして、補正予算としてご承認をいただきました上益城廃棄物処理施設造成工事概略予備設計の業務委託費の繰越でございます。繰越の理由は、造成地内の道路と隣接する道路との接続におきまして、地元との話し合いに時間を要したための繰越でございます。

す。こちらの事業の完了は10月を予定しております。以上でございます。

○議長（宮本 修治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（質疑ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。以上で報告を終わります。

※日程第5 議案第7号 「上益城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について

○議長（宮本 修治君） 日程第5 議案第7号 「上益城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君） 議長

○議長（宮本 修治君） 石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。議案第7号「上益城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について上益城広域連合職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。令和7年8月28日提出 連合長名でございます。

提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、本条例第8条第2項中の「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めまして、育児を行う職員の超過勤務の免除対象となる対象範囲を拡大しまして、また新設としまして、仕事と介護の両立支援に関しまして職員への周知を強化するものでございます。新旧対照表を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。以上でございます。

○議長（宮本 修治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（質疑ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔（討論ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから、議案第7号「上益城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（宮本 修治君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第6 議案第8号 「上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について

○議長（宮本 修治君） 日程第6 議案第8号 「上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてを議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君） 議長

○議長（宮本 修治君） 石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。議案第8号「上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。令和7年8月28日提出 連合長名でございます。

提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易とするため、部分休業制度を拡充するものでございます。

これまでの一日につき2時間を超えない範囲内の形態に加えまして、一年につき条例で定める時間、10日相当の範囲内の形態を設けまして、職員が選択できるようにするものでございます。新旧対照表を添付しておりますので、ご確認をお願いします。以上でございます。

○議長（宮本 修治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔（質疑ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありますか。

〔（討論ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから、議案第8号「上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（宮本 修治君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第7 議案第9号 「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について

○議長（宮本 修治君） 日程第7 議案第9号 「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君） 議長

○議長（宮本 修治君） 石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君） それでは、議案第 9 号についてご説明申し上げます。議案第 9 号「上益城広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。令和 7 年 8 月 28 日提出 連合長名でございます。

提案理由は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴いまして、条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

主な改正点は、行政職給与表の改定、2 点目は扶養手当におきまして、配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額。3 点目は住居手当の支給範囲の追加。4 点目は通勤手当の支給限度額の改定。5 点目は単身赴任手当支給対象の改定。6 点目は管理職員特別勤務手当の対象時間の改定でございます。以上 6 点が主な改正点になります。

新旧対照表を添付しておりますので、ご確認下さい。以上でございます。

○議長（宮本 修治君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（質疑ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔（討論ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから、議案第 9 号「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（宮本 修治君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第 8 議案第 10 号 令和 6 年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（宮本 修治君） 日程第 8、議案第 10 号「令和 6 年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君） 議長

○議長（宮本 修治君） 石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君） それでは、議案第 10 号についてご説明申し上げます。

議案第 10 号 「令和 6 年度 上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度上益城広域連合 一般会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和 7 年 8 月 28 日提出 連合長名でございます。

それでは、令和 6 年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算書についてご説明いたします。お手元の決算書の 1 ページをお開き下さい。令和 6 年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算書、まず歳入でございます。この表の一番下歳入合計欄をご覧ください。

予算現額 210,497,000 円に対しまして、調定額・収入済額は、210,688,923 円で不納欠損

額・収入未済額は0円でございます。予算現額と収入済額の比較は、収入済額が予算現額を超えまして、191,923円の収入増となっております。

次に2ページをお開きください。

歳出でございます。こちら、この表の一番下、歳出合計欄をご覧ください。

予算現額が210,497,000円に対しまして、支出済額は、132,256,025円です。翌年度繰越額は58,000,000円。不用額は20,240,975円。予算現額と支出済額との比較は78,240,975円でございます。

次に、3ページをお開きください。

1ページ歳入合計から2ページ歳出合計を差し引きました歳入歳出差引残額は78,432,898円となります。このうち、地方自治法第233条の2及び上益城広域連合財政調整基金条例による基金繰入額が、18,432,898円でございます。詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書でご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

歳入でございます。1款・分担金及び負担金 1項・1目・1節 町負担金です。こちらは令和6年第2回議会定例会にて、58,000,000円の増額補正を行いまして、予算現額167,347,000円となっております。調定額・収入済額は167,419,116円、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。各町の負担金内訳は備考欄にお示しをしておりますとおり、全収入額のだいたい約8割を各町からの負担金が占めております。

2款・国庫支出金はございません。

3款・県支出金 1項・1目・1節の介護保険認定審査県委託金、予算現額18,000円、調定額・収入済額は40,700円で、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。

こちらは、生活保護法に基づく要介護認定審査県委託金でございまして、1件につき単価が3,700円でございます。当初は5件分を見込んでおりましたが、実績としましては、11件でございます。

続きまして、4款・財産収入 1項・1目・1節 利子及び配当金。予算現額1,000円、調定額・収入済額は5,928円、不納欠損額・収入未済額0円でございます。財政調整基金の利子でございます。

5款・繰入金 1項・1目・1節 財政調整基金繰入金。こちら、令和7年第1回議会定例会にて、1,110,000の増額補正を行い、予算現額41,110,000円となっております。調定額・収入済額も41,110,000円、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。財政調整基金の繰入金でございます。

6款・繰越金 1項・1目・1節 前年度繰越金。予算現額2,000,000円、調定額・収入済額ともに2,000,000円、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。前年度繰越金でございます。

7款・諸収入 1項・1目・1節 預金利子。予算現額1,000円、調定額・収入済額は64,275円、不納欠損額・収入未済額は0円でございます。普通預金の利子でございます。

5ページをお開きください。

7款・諸収入 2項・1目・1節 雑入。予算現額20,000円、調定額・収入済額は48,904

円、不納欠損額・収入未済額は０円です。雇用保険料戻入金になります。

歳入合計です。当初予算額 151,387,000 円、補正予算額 59,110,000 円、合計の予算現額 210,497,000 円。調定額・収入済額は 210,688,923 円、不納欠損額・収入未済額は０円でございます。

次に６ページをお願いします。歳出です。

１款・議会費 １項・１目 議会費 予算現額 1,507,000 円、支出済額 1,299,903 円で、不用額 207,097 円でございます。不用額の主なものは、８節 旅費 費用弁償での 127,058 円が主なもので、見込みの臨時会が開催されなかったことによる不用額となります。

２款・総務費 １項・１目 一般管理費 こちらが、令和７年第１回定例会にて 452,000 円の増額補正を行っておりまして、予算現額 54,826,000 円、支出済額 51,937,348 円、不用額 2,888,652 円でございます。

不用額の主なものにつきましては、１０節 需用費 403,452 円の不用額で、印刷製本費及び修繕費が低く抑えられたためです。それから、１１節 役務費 289,080 円の不用額につきましては、通信運搬費及びネットバンキング手数料の件数が抑えられたためでございます。

それから、７ページの １８節 負担金、補助及び交付金 2,014,946 円の不用額につきましては、派遣職員の人件費によるもので、当初予算の見込みより少なく済んだためでございます。こちらにつきましては、予算編成時にはまだ新年度の派遣職員が確定していないために、職級の上位給与で予算化しているためでございます。

２目 調査研究費 予算現額 11,000 円、支出済額は、費用が発生する業務がなかったため ０円、不用額 11,000 円でございます。

３目 情報公開等審査会費 予算現額 555,000 円、支出済額 173,646 円、不用額 381,354 円でございます。１節 報酬 315,000 円と ８節 旅費 63,739 円の不用額につきましては、審査会等 ６回開催分を計上しておりましたが、各町からの諮問による審査会が １回、委員及び担当者合同会議が １回、計 ２回の開催の実績になったためでございます。

２項・１目 選挙管理委員会費 予算現額 249,000 円、支出済額 187,221 円で、不用額 61,779 円でございます。

３目 監査委員費 予算現額 314,000 円、支出済額 285,868 円で、不用額 28,132 円でございます。

次に ３款・民生費 １項・１目 介護保険費 で、こちらも令和 ７年度第 １回定例会にて 658,000 円増額補正行っておりまして、予算現額 57,019,000 円、支出済額 50,715,661 円、不用額 6,303,339 円でございます。

不用額の主なものとしまして、１節 報酬 1,716,736 円、次 ８ページをお願いいたします。８節 旅費 605,778 円につきましては、介護認定更新時における有効期間の延長により、審査会が想定よりも審査件数が減少しまして、その結果、審査会開催数が減少したためでございます。それから、１２節 委託料の 2,647,000 円、１７節 備品購入費 988,600 円の不用額につきましては、制度改正やシステム標準化による臨時費用を見込んでいたためと、備品購入費が想定よりも安く抑えられたための不用額でございます。

３款・民生費 １項・２目 障害者福祉費 予算現額 1,866,000 円、支出済額 1,693,341 円、

不用額 172,659 円でございます。11 節 役務費 郵送料 81,560 円が主なものでございます。

続きまして、4 款・衛生費 1 項・1 目 環境衛生費 こちらは、令和 6 年第 2 回定例会において、58,000,000 円の増額補正を行っておりまして、予算現額 69,871,000 円、支出済額 1,985,581 円。翌年度への繰越明許費は、58,000,000 円。不用額 9,885,419 円でございます。

不用額の主なものとしまして、12 節 委託料の 3,382,160 円。こちらは、事業用地内に存在しております井戸・水路につきまして、御船町から払い下げを受けるために、土地購入費と食糧費を予算計上しておりましたが、現在実施中の概略予備設計にて購入範囲を確定させている最中でございますので、確定が済んでからの令和 7 年度で進めることとなったため不用額が出ております。そのほか 16 節 公有財産購入費 3,484,000 円及び 21 節 補償、補填及び賠償金 2,442,000 円の不用額につきましては、先ほどの里道水路の払い下げ関係の土地購入費の不用額。それから、未買収の施設用地、3 筆分の用地買収が、地権者の相続関係の手續に時間を要しておりますので、土地購入費及び立木補償費の不用額でございます。

次に 9 ページをご覧ください。

5 款・公債費 1 項・1 目 元金 予算現額 23,186,000 円。支出済額 23,185,284 円で不用額は 716 円です。22 節 償還金、利子及び割引料、起債償還金の元金になります。

5 款・公債費 1 項・2 目 利子 予算現額 793,000 円。支出済額 792,172 円で不用額は 828 円です。起債償還金利子になります。

6 款・予備費 1 項・1 目 予備費 予算現額 300,000 円。支出はございませんでしたので、不用額は 300,000 円でございます。

歳出合計になります。当初予算額 151,387,000 円、補正予算額 59,110,000 円、合計の予算現額が 210,497,000 円でございます。支出済額 132,256,025 円、繰越明許費額 58,000,000 円、不用額 20,240,975 円でございます。

続きまして 10 ページをお願いします。実質収支に関する調書になります。1 の歳入総額は、210,688,923 円でございます。2 の歳出総額は、132,256,025 円です。3 の歳入歳出差引額は、78,432,898 円です。4 の翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額 58,000,000 円です。5 の実質収支額は 20,432,898 円です。6 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は、18,432,898 円です。

11 ページをお願いします。財産に関する調書でございます。

1 「公有財産」ですが、一般廃棄物処理施設の事業用地になります。土地につきまして令和 6 年度中の増減高はございませんので、決算年度現在高は 74,384.41 m²でございます。

2 「物品」です。令和 6 年度中の増減額は、OCR スキャナが 5 台、メインサーバー 1 台、バックアップサーバー 1 台の増でございまして、決算年度末の現在高は、軽自動車 1 台、複写機 1 台、OCR スキャナ 6 台、電話機（主装置）1 台、メインサーバー、バックアップサーバーが、それぞれ 1 台ずつでございます。こちらの令和 6 年度中増のメインサーバー、バックアップサーバーにつきましては、5 年前の入替時から価格が上昇しておりまして、今回規程の 500,000 円を超えたために調書に計上しております。それから同じく 5 台増としております OCR スキャナにつきましては、5 町分のスキャナの方が今まで計上されておりましたので、今回改めて計上している次第でございます。

3 基金についてでございますが、別添の「令和6年度財政調整基金の管理処分状況調書」によってご説明を申し上げます。

別紙調書をご覧ください。調書の左から前年度末の状況が50,305,527円。令和6年度中の増減といたしまして受入額が、決算処理額15,677,732円。基金の利子が5,928円。あわせて15,683,660円でございます。処分としまして、一般会計への繰入が41,110,000円で、令和6年度末の残高が、24,879,187円となります。管理状況としましては、熊本銀行に1口10,896,878円。肥後銀行に3口13,982,309円を1年満期の定期預金としております。

令和6年度歳入歳出の決算については以上でございます。また、その他の資料として、令和6年度の主要な施策の成果説明書を添付しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（宮本 修治君） 説明が終わりました。ここで、戸塚誠司代表監査委員に令和6年度の決算審査の報告を求めます。

○代表監査委員（戸塚 誠司君） 議長

○議長（宮本 修治君） 戸塚誠司代表監査委員

○代表監査委員（戸塚 誠司君） おはようございます。代表監査委員の戸塚でございます。

令和6年度の決算審査の結果をご報告申し上げます。令和7年6月26日付け上広連第124号において上益城広域連合長から送付されました、令和6年度上益城広域連合一般会計歳入歳出の決算及び基金の管理状況について、7月28日に、藤原監査委員とここ連合会議室におきまして審査を行いました。その結果をご報告申し上げます。

一般会計歳入歳出の決算について、事務局長等に説明を求め、事務局所管の歳入歳出関係帳簿及び証拠書類を照合いたしました結果、計数に誤りはなく、財政状況を適正に表示していると認めました。

また、基金の管理状況につきましても、関係帳簿及び定期預金の証書等について照らし合わせました結果、いずれも符合しましたので、適正であることを確認しております。

なお、その細部につきましては、書面にて意見書を提出しておりますので、ご覧頂きたいと存じます。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（宮本 修治君） 戸塚誠司代表監査委員の報告が終わりました。これより、質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔（質疑ありません）との声〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔（討論なし）との声〕

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから、議案第10号「令和6年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

○議長（宮本 修治君） お諮りします。本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔（賛成者起立） 〕

○議長（宮本 修治君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり認定されました。

○議長（宮本 修治君） 皆様方のご協力により、本日提案をされました議案の審議は終了しました。これをもちまして、令和7年第2回上益城広域連合議会定例会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

（8月28日 午前10時48分 閉会）